

永平寺町耕作放棄地対策補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則38号)及び永平寺町農林課所管補助金等交付要綱(令和2年4月1日告示第62号)に基づき、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用に向けた耕作放棄地解消および再生の推進に関し、予算の範囲内において耕作放棄地対策補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「耕作放棄地」とは、永平寺町農業委員会が行う農地利用状況調査で、農地法第30条第3項第1号に該当すると判断された農地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する耕作放棄地の所有者又は管理者とする。但し、国、地方公共団体又は事業者は除く。
- (2) 上記にかかげる者のほか、町長が特に必要と認めた者。

(補助金額)

第4条 補助金額は、耕作放棄地における草刈り・耕起等の農地保全活動(以下「農地保全活動」という。)を作業委託した面積に、10a当たり2,000円を乗じた額(その額に1,000円未満の端数が生じたときには、その端数を切り捨てた額とする。)とし、1農地に付き、年2回の交付を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、町税の滞納がない者であって、あらかじめ永平寺町耕作放棄地対策補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金交付の要件に適合すると認めた場合は、交付を決定し、永平寺町耕作放棄地対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 前条の規定による補助金交付の決定を受けた者は、農地保全活動終了後、速やかにその成果を記した永平寺町耕作放棄地対策補助金交付実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。